

令和2年7月29日

国土交通省中部地方整備局

直轄工事における新技術活用の推進について

～直轄土木工事における新技術活用の原則義務化～

中部地方整備局では、ICT活用を推進するとともに、新技術活用が図られ、新たな技術開発が活性化される好循環が起きることにより、生産性向上や、激甚化・頻発化する災害への対応、最新技術を活用する産業として担い手確保等に資することを目的に、令和2年8月より直轄土木工事において新技術の活用を原則義務化します。

国土交通省では、建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図るため、i-Constructionを推進しており、新技術（新工法、新材料、新システム等）の導入、利活用を加速化させています。

さらなる新技術活用を促進するため、令和2年8月1日入札公告より、一部を除く直轄土木工事において、ICT活用型、発注者指定型、発注者指定型（選択肢提示型）又は、施工者選定型のいずれか、または組み合わせによる発注を行うことで、ICT活用工事等で活用する技術やNETIS登録技術等の新技術活用を原則として義務化することとしました。詳細は別紙をご参照ください。

なお、今般、新技術活用の推進にあたり、新設したものは以下のとおりです。

1. 発注者指定型（選択肢提示型） ※ただし、当面は運用しない。

工事発注段階において、発注者が対象とするテーマ及びテーマに対して効果が期待できる複数の新技術を提示し、契約後に受注者が新技術を選択し活用する型式。

2. 施工者選定型

受注者が新技術を原則1つ以上選定して活用する型式。

配布先

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 企画部 施工企画課 TEL：052-953-8180

機械施工管理官 永田 基（ながた もとい）

課長補佐 鈴木 孝之（すずき たかゆき）

直轄工事における新技術活用の推進について

ICT活用を推進するとともに、新技術活用が図られ、新たな技術開発が活性化される好循環が起きることにより、生産性向上や、激甚化・頻発化する災害への対応、最新技術を活用する産業として担い手確保等に資することを目的に、令和2年度から直轄工事において**新技術の活用を原則義務化**する。

具体的な取組内容としては、①ICT活用型による工事発注を行うこととし、①に該当しない場合は②～④のいずれかにより、新技術を活用することとする。また、さらなる新技術の活用促進のため、①～④を組み合わせることで工事発注を行うことができることとする。

【対象とする新技術】

- 1) ICT活用工事、BIM/CIM活用工事
- 2) NETIS登録技術
- 3) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 4) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
- 5) 新技術ニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
- 6) その他、a)、b)、c)を満たす技術
 - a) 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - b) 公共工事等に関する技術
 - c) 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

なお、3)を除いてNETIS掲載期間終了技術は対象外。

【取組内容】

- ①ICT活用型
- ②発注者指定型 →個別に新技術を指定
- ③発注者指定型(選択肢提示型)・・・新設 ※ただし、当面は運用しない
→設計図書にテーマと複数の新技術を提示し、契約後、受注者が新技術を選択

【複数の新技術提示のイメージ】

【テーマ提示のイメージ】

テーマ:〇〇工における
〇〇向上に資する技術

新技術名称	NETIS番号	備考
〇〇工法	KK-〇〇〇〇-VE	設計変更対象外

- ④施工者選定型・・・新設
→受注者は、対象とする新技術を原則1つ以上選定して活用
※従前の施工者からの提案による新技術活用は施工者選定型として取り扱う。

【工事成績評価】 <加点内容に変更なし>

ICT活用(発注者指定型、施工者希望型)、BIM/CIM活用(発注者指定型、受注者希望型)及びNETIS登録技術活用(施工者選定型)の場合に、工事成績評価の加点の対象。

- ・対象工事:直轄土木工事(港湾空港関係は除く)を対象。ただし応急復旧工事は対象外とする。
また、不調不落対策が必要な工事(維持工事等)については、④施工者選定型を適用する。
- ・適用時期:令和2年8月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。